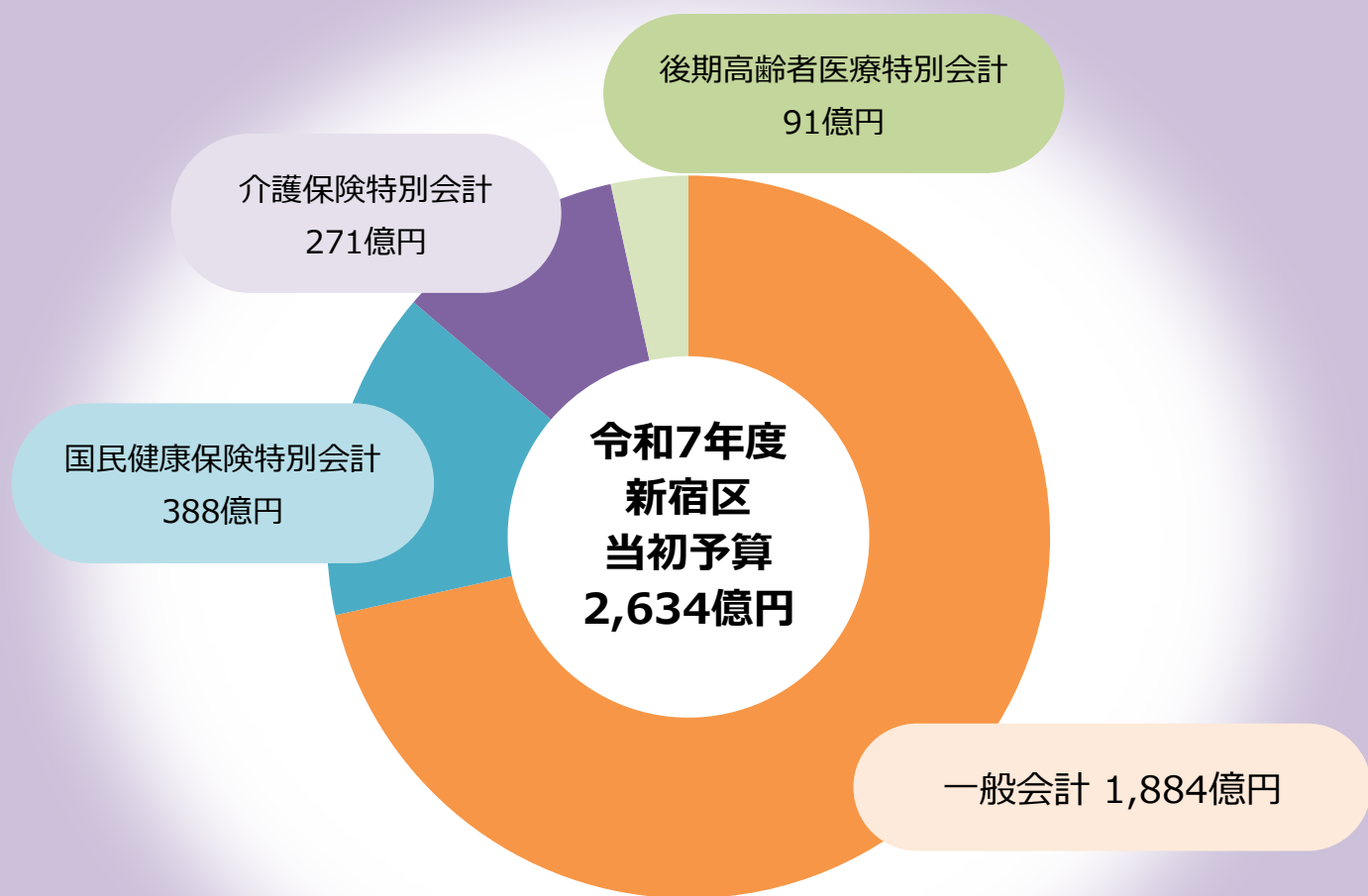


新宿区の財政

新宿区は、一般会計と、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の3つの特別会計の予算を編成し、みなさんに身近な行政サービスを行いつつ、堅実な行財政運営に努めていきます。



令和7年3月

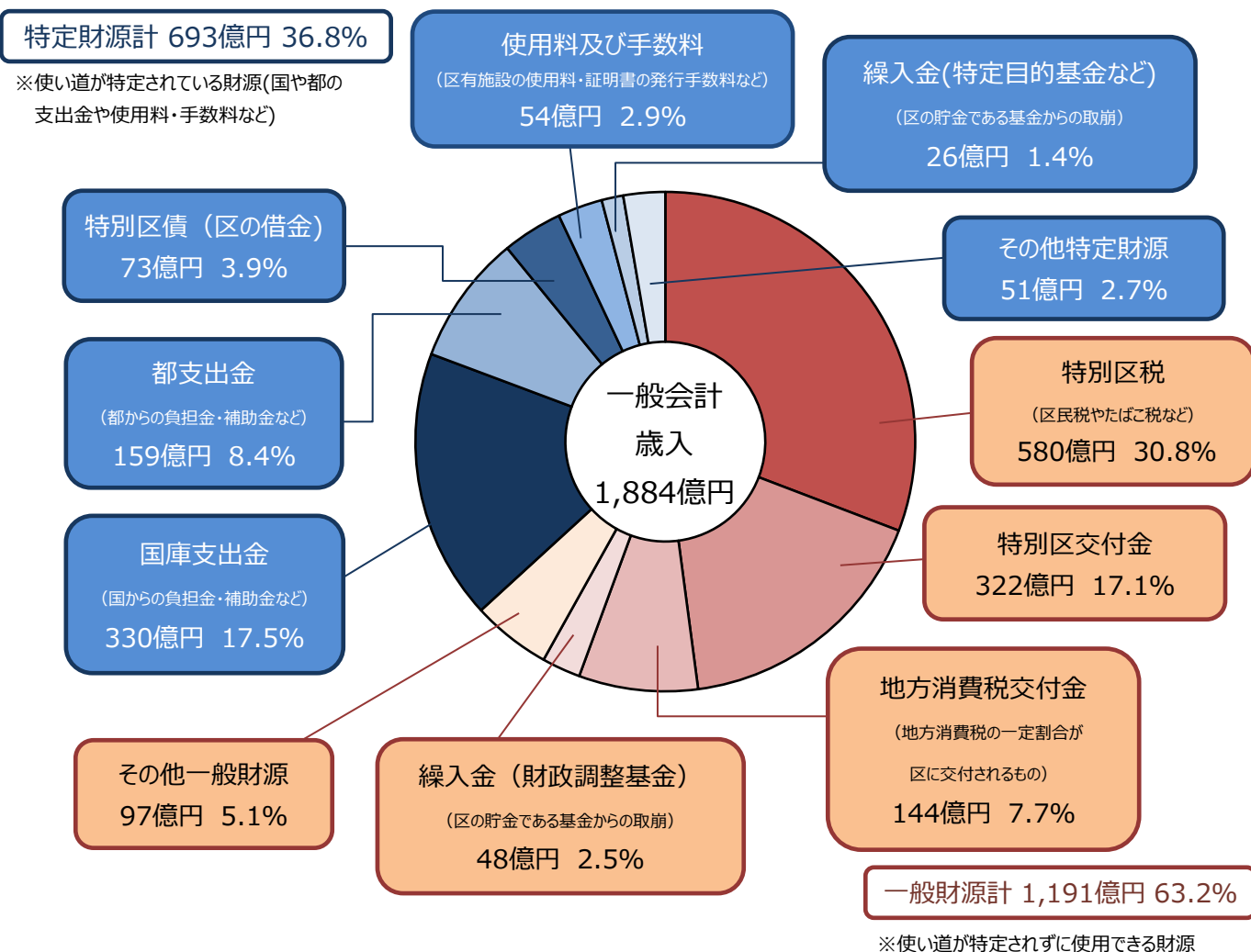
I 収入と支出

収入の内訳

令和7年度一般会計歳入 当初予算

新宿区の収入（歳入）は、区民の皆さんが納めた特別区税や地方消費税交付金、都から交付される特別区交付金などの一般財源と、国・都からの補助金や施設の使用料などの特定財源で構成されています。

令和7年度一般会計歳入予算総額1,884億円のうち、一般財源では、特別区税が580億円で歳入全体に占める割合が30.8%、特別区交付金が322億円で17.1%、地方消費税交付金が144億円で7.7%と続いており、財源不足額として取り崩す財政調整基金からの繰入金は48億円で2.5%となっています。特定財源では、国庫支出金が330億円で17.5%、都支出金が159億円で8.4%となっています。



◎ポイント1

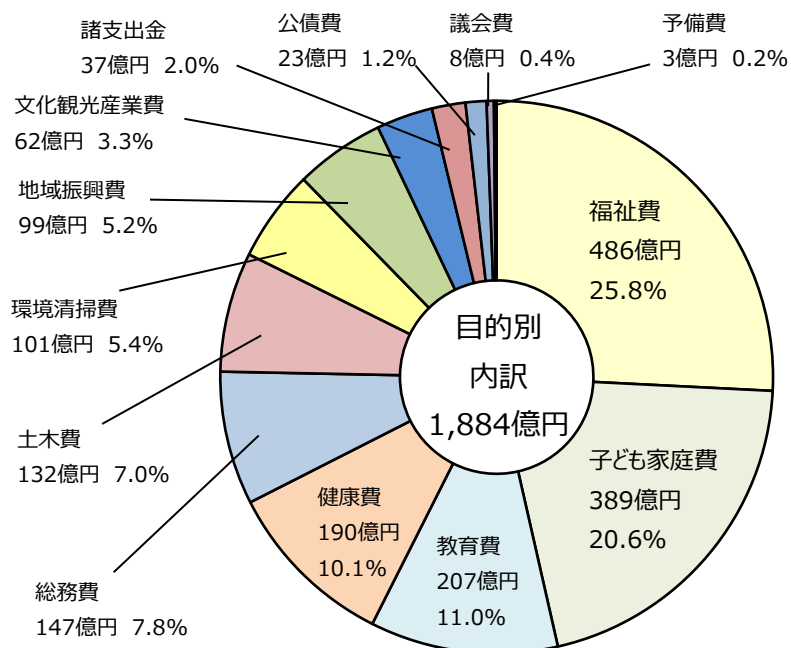
区民の皆さんに身近な行政サービスに必要な費用の多くは、特別区税をはじめとする使い道が特定されずに使用できる「一般財源」でまかなわれています。この割合が大きいほど自主的な財政運営を行うことができます。

一般財源の収入は、個人所得・法人所得あるいは消費動向等によって大きく左右されます。7年度予算では、特別区税や特別区交付金などの一般財源が前年度と比較して増となったため、人件費、委託料や建設コストの上昇の影響が大きく、予算規模が拡大し、財政調整基金を取り崩さなければならない状況の中、財源不足額を圧縮することができました。なお、一般財源である地方消費税交付金のうち、消費税引き上げ相当額については、障害者・高齢者等への支援、子ども・子育て支援給付、低所得者の保険料軽減制度等へ充当するなど、社会保障の充実に活用しています。

支出の内訳

令和7年度一般会計歳出 当初予算

1 目的別内訳



新宿区の令和7年度の一般会計歳出予算を目的別に見ると、福祉費486億円、子ども家庭費389億円、教育費207億円をあわせると、1,082億円となっており、全体の57.4%を占めています。

この次に、健康費、総務費、土木費、環境清掃費が100億円を超える規模で続きます。

予算総額を、1万円に置き換えて、その使い道をみると、福祉費に2,580円、子ども家庭費に2,060円、教育費に1,100円、健康費に1,010円と続きます。

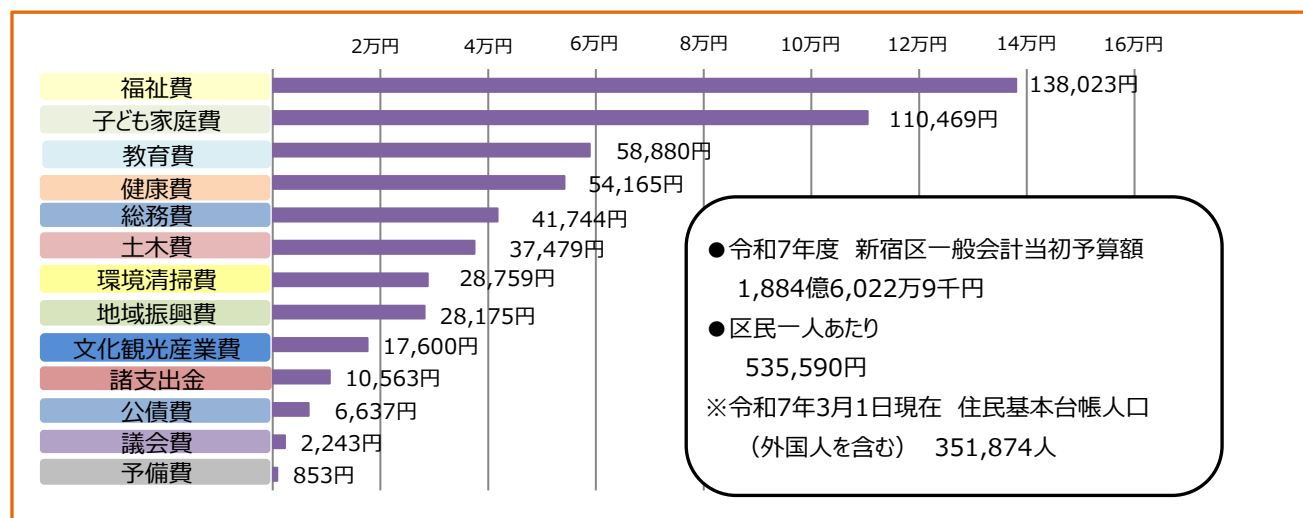
また、区民一人あたりの歳出予算の総額は、535,590円となります。

◎歳出予算（目的別）1万円あたりの内訳

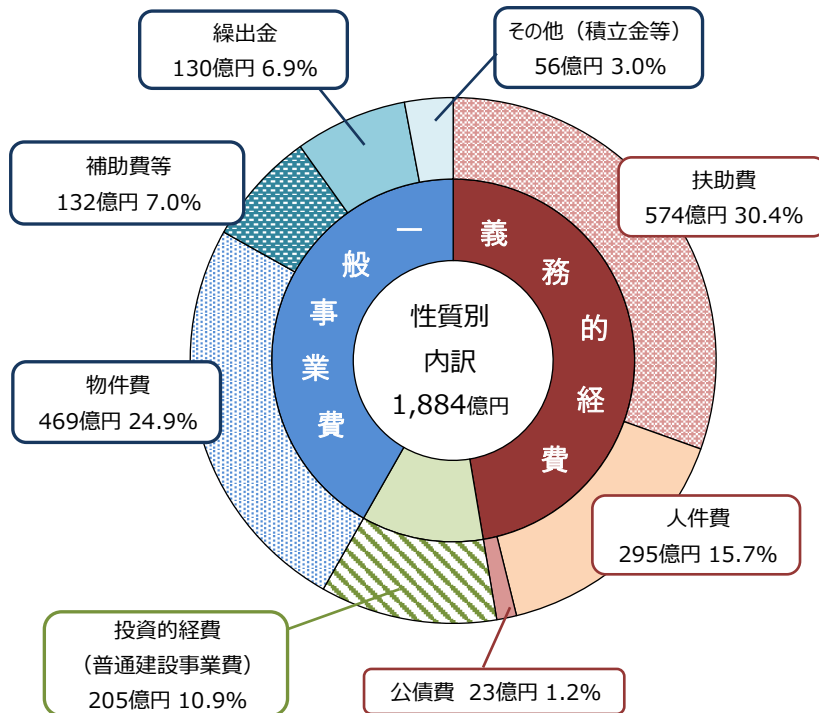
予算総額を1万円とすると、その内訳は以下のようになります。

福祉費 障害者・高齢者の福祉、生活保護などに 2,580円	子ども家庭費 児童の福祉、子どもの支援などに 2,060円	教育費 小・中学校、図書館などに 1,100円	健康費 健康診断や保健所の事業などに 1,010円	総務費 庁舎管理や防災、選挙などに 780円
土木費 道路、公園、都市計画などに 700円	環境清掃費 環境保護、清掃、リサイクルなどに 540円	地域振興費 区民施設の運営、地域振興などに 520円	文化観光産業費 文化・観光・商工振興などに 330円	諸支出金 区の貯金（基金）の積立などに 200円
公債費 区の借入金（区債）の返済に 120円	議会費 区議会の運営に 40円	予備費 予算の不足に備えるために 20円	合 計 10,000円	

◎歳出予算（目的別）区民一人あたりの内訳



2 性質別内訳



令和7年度の歳出予算を性質別に見ると、次のようになります。

性質別歳出予算には大きく分けて、支出が義務付けられている義務的経費、区の施設や道路、公園などを整備する投資的経費及びその他の経費として一般事業費があります。

義務的経費のうち、障害児支援給付や児童手当などの扶助費は574億円で全体経費の30.4%を占めています。職員の給料などの人件費は、295億円で15.7%、区の借金の返済などに充てる公債費は23億円で1.2%となり、義務的経費は892億円で、全体経費の47.3%を占めています。

投資的経費は、205億円で全体経費の10.9%となっています。

一般事業費のうち、区有施設の管理運営や区が行政サービスを提供するための事務経費である物件費は、

469億円で全体経費の24.9%を占めています。補助費等は、学校給食無償化や商工業緊急資金利子補給などで、132億円、7.0%となっています。また、国民健康保険や介護保険などの特別会計に支出する経費である繰出金は130億円で6.9%となっています。

◎前年度比較

単位：億円

	令和7年度		令和6年度		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	892	47.3%	851	46.1%	41	4.8%
人件費	295	15.7%	295	16.0%	0	△0.1%
扶助費	574	30.4%	529	28.6%	45	8.4%
公債費	23	1.2%	27	1.5%	△4	△14.1%
投資的経費	205	10.9%	192	10.4%	14	7.1%
一般事業費	787	41.8%	802	43.5%	△15	△1.8%
うち物件費	469	24.9%	463	25.1%	5	1.0%
歳出合計	1,884	100%	1,845	100%	39	2.1%

※項目単位で四捨五入しているため合計と合わない場合があります

◎ポイント2

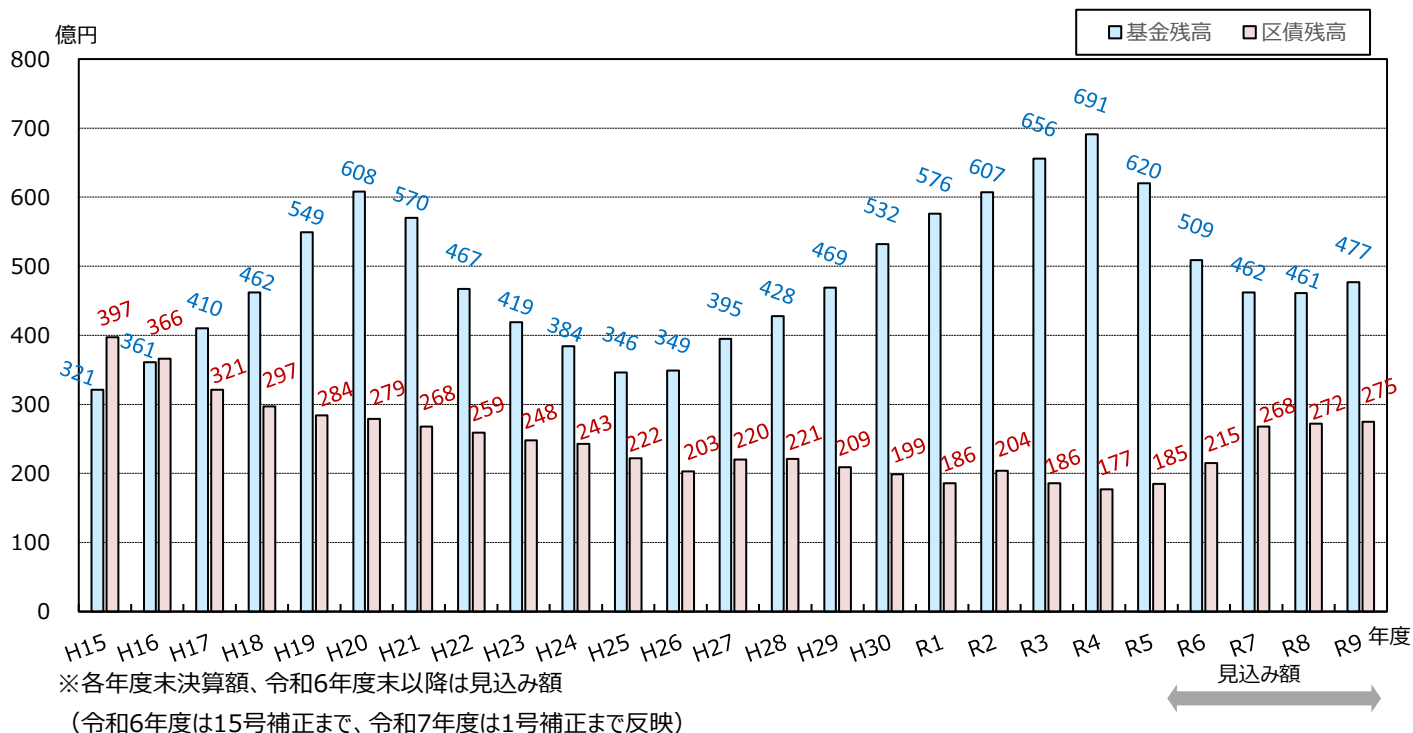
令和7年度予算は、物価や賃金、金利等の上昇を前提とした新たな局面を迎えるなか、現下の区政課題への対応とともに、老朽化した施設の更新・改築をはじめとする中長期的な課題にも備えるため、事業検証を徹底し、経費削減や効果的・効率的な事業への再構築など、業務改善・事務事業の見直しを進め、限られた財源を選択と集中により配分しました。その結果、一般会計の当初予算の規模は、1,884億円と過去最大となりました。

性質別内訳では、義務的経費が5割弱を占め、このうち障害児支援給付や児童手当などの扶助費の割合が全体の3割、職員の給料や退職手当などの人件費が2割弱となっています。このほか、新宿文化センターの設備整備などにより投資的経費（普通建設事業費）が14億円、7.1%の増、労務単価上昇への対応などにより物件費が5億円、1.0%の増となった一方、国民健康保険特別会計への繰出金の減などにより繰出金が19億円、12.5%の減となっています。

Ⅱ 財政状況

区債と基金

区債と基金の残高推移と今後の見込み



区債は、学校や道路等の公共施設の整備などに充当する借入金です。区は着実に償還を進め、令和5年度末では残高が185億円となり、6年度末は215億円となる見込みです。

区の貯金である基金は、リーマンショック以降の厳しい経済環境の中で、平成21年度から25年度までの5年度にわたり、有効活用を図った結果、残高は20年度末の608億円から346億円へと262億円もの減となりました。

その後、堅実な財政運営や各種基金への積立てを行った結果、令和5年度末の残高は620億円となり、6年度末は509億円となる見込みです。7年度末は、6年度末から47億円減少し462億円となる見込みです。

区民一人あたりの残高（5年度末）

区債残高

53,071円

基金残高

177,632円

※令和6年4月1日現在 住民基本台帳人口（外国人を含む） 349,318人

◎ポイント3

現在、物価や賃金の上昇によって、「モノの値段が上がる」新たな時代に直面しており、区を取り巻く財政環境は予断を許しません。7年度予算では、財政対応力の涵養をテーマに掲げて予算編成に取り組んだ結果、一定の財源不足の圧縮を図ることができましたが、いまだ十分とはいえず、さらなる努力が求められる状況にあります。

こうした中にあっても、区は、今後の少子高齢化を背景とした社会保障関連経費の増加、デジタル化や脱炭素化の推進、災害リスクへの備え、公共施設の老朽化に伴う更新・改修需要など山積する課題に着実に対応していかなければなりません。

長期的に見た区政の課題を俯瞰しながら、安定した財政運営を確保し、景気後退による減収などにも的確に対応するため、今後とも備えとして積極的に財政調整基金の積立を行い、財政対応力の涵養を強化していきます。

また、世代間の公平性や後年度負担にも十分配慮しながら、区債については適債事業を選定し、効果的に活用します。

財政指標等からみた新宿区

一般会計決算

単位：百万円

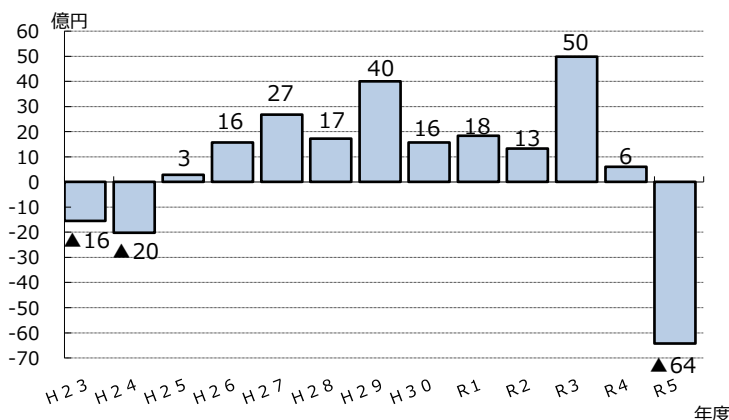
区 分	5年度	4年度	増減率(%)	区 分	5年度	4年度	増減率(%)
歳入総額 A	183,096	176,872	3.5	単年度収支 F	△ 568	△ 2,010	
歳出総額 B	178,401	172,221	3.6	財政調整基金積立金 G	2,636	3,619	△ 27.2
歳入歳出差引額 (A) - (B) C	4,696	4,651	1.0	繰上償還金 H	0	0	
翌年度に繰り 越すべき財源 D	922	309		財政調整基金取崩額 I	8,500	1,000	750
実 質 収 支 (C) - (D) E	3,774	4,342	△ 13.1	実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I) J	△ 6,432	609	

※項目毎に四捨五入しているため、差引が合わない項目があります。

令和5年度一般会計決算では、歳入総額(A)が、1,831億円、前年度と比べ62億円、3.5%の増となり、歳出総額(B)は1,784億円、前年度と比べ62億円、3.6%の増となりました。

また、5年度の実質収支(E)から4年度の実質収支を差し引いた「単年度収支」(F)△6億円の、財政調整基金積立金(G)26億円の積立てを加え、財政調整基金取崩額(I)85億円を差し引いた「実質単年度収支」(J)は△64億円で11年ぶりに赤字となりました。

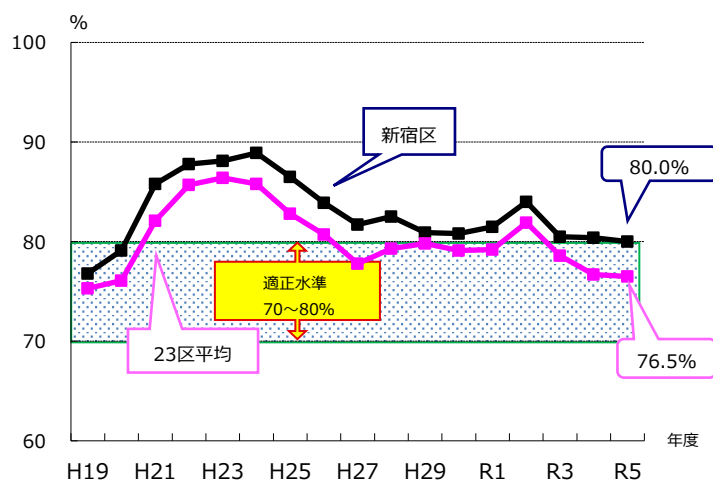
実質単年度収支



実質単年度収支は、単年度収支に財政調整基金への積立てのような実質的黑字要因を加え、財政調整基金の取崩しのような実質的赤字要因を差し引いた数値で、その年度の実質的な収支をあらわします。

左表をみると、景気が回復基調に転じたことや、事務事業の見直しなどにより、25年度以降黒字が継続していました。令和5年度は、コロナ禍対策から物価高騰対策と、地域の社会経済活動の本格的な正常化に向けた取組の推進にシフトするなかで、区民生活支援や地域経済活性化支援に取り組んだ結果、11年ぶりに赤字となりました。

経常収支比率



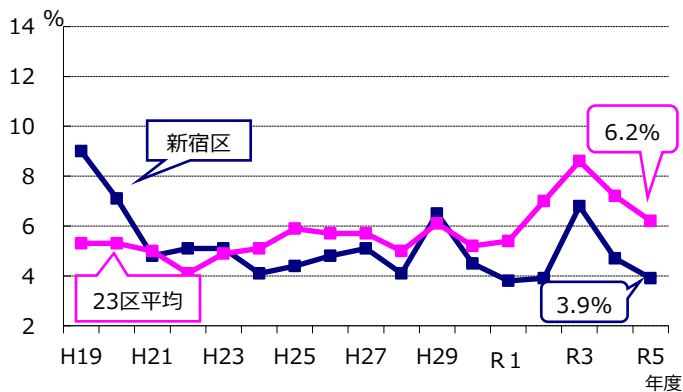
経常収支比率は、経常的経費（人件費や扶助費、公債費といった義務的経費及び物件費など、毎年度決まって支出される経費）に充当された一般財源等の額が、経常一般財源等総額（特別区税や特別区交付金など、毎年度の経常的な収入のうち、その用途が限定されずに使える一般財源等）に占める割合によって財政構造の弾力性を測る指標で、適正水準は70~80%とされています。経常収支比率が低いと、その自治体の財政構造には弾力性があり、それだけ政策的な課題に柔軟に対応できることになります。一方、経常収支比率が高くなると、財政面での機動的な対応に支障が生じることとなります。

新宿区の経常収支比率は、5年度決算では、歳入面で特別区税等の経常一般財源が増となったことに加え、歳出面における定年年齢引上げに伴う退職手当の減などがあったため、前年度と比べ0.4ポイント減の80.0%と、一時的に改善している状況です。

今後も人件費や物件費の上昇傾向が続いていることを考えると、それを上回る区税等の経常一般財源の伸びを確保できなければ現状の経常収支比率を維持することはできず、区の財政構造は依然として弾力性があるとはいえません。

※財政指標の「経常収支比率」、「実質収支比率」、「公債費負担比率」及び「財政健全化判断比率」については、総務省の定める基準に基づき、区の一般会計を再構成した「普通会計」から算出したものです。

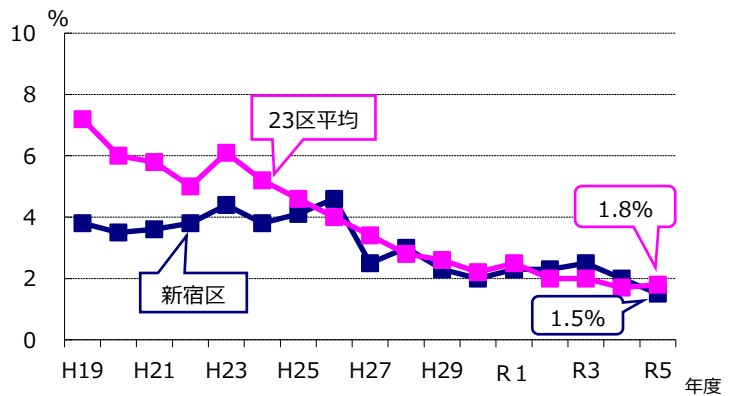
実質収支比率



実質収支比率は、財政運営上の黒字・赤字という実質収支額を、標準財政規模に対する比率で表した指標で、5年度決算では、3.9%となっています。

※標準財政規模とは、地方税や地方譲与税などの一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示します。

公債費負担比率



公債費負担比率は、使い道が特定されない財源(一般財源等収入)のうち、区債の返済(公債費)に使われた割合を示す指標です。公債費がどの程度一般財源等の使途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断します。5年度決算では1.5%となっています。

財政健全化判断比率

自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で、自治体財政の健全度を測る4つの指標(健全化判断比率)が定められています。

○ 実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字の割合を示す指標であり、5年度決算では、実質収支が黒字のため、実質赤字比率は算出されません。

○ 連結実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計及び特別会計を連結した実質赤字の割合を示す指標であり、5年度決算では、連結実質収支が黒字のため、連結実質赤字比率は算出されません。

○ 実質公債費比率 △2.4%

公債費に債務負担行為などの支出(準元利償還金)も含めた経費の財政規模に対する割合をはかる指標(直近3か年度の平均値)であり、5年度決算では、前年度と比較して0.5ポイントの増となりました。

○ 将来負担比率

区債残高等の将来負担額から基金残高等の充当可能財源を差し引いた額の、財政規模に対する割合をはかる指標です。5年度決算では、将来負担額よりも、償還等に充用できる財源が大きいと、将来負担比率は算出されません。

◎ ポイント4

令和5年度決算は、財政調整基金を85億円取り崩すとともに、実質単年度収支が11年ぶりに赤字となりました。経常収支比率については、歳入面で特別区税等の経常一般財源が増となったことに加え、歳出面における定年年齢引上げに伴う退職手当の減などがあったため、80.0%と一時的に改善している状況であり、区の財政構造は依然として弾力性のあるものとはいえません。

将来にわたり良質な区民サービスを提供し続けるためには、これまで区が培ってきた財政対応力を過信せず、さらなる財政対応力の涵養に努め、安定した財政基盤を確立することが必要です。

今後とも社会経済情勢を慎重に見極めながら将来需要を的確に捕そくし、基金や起債の活用とあわせ、限られた財源の選択と集中による配分と効率的な予算の執行を行うとともに、不断の行財政改革に徹底して取り組み、将来にわたり持続可能な行財政運営に努めてまいります。

Ⅲ 都区財政調整制度

23区の区域は、人口が高度に集中する大都市地域であり、その特殊性から、区域全体として一体的・広域的に処理する必要のある市町村事務の一部（上下水道や消防など）を都が行っています。このような都と区の役割分担のため、

①23区と東京都は、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税の3税及び法人事業税の一部を財源として、事務の分担に応じた財政調整を行っています。また、令和3年度から令和8年度までは、固定資産税の軽減措置に係る当該減収の補填として、固定資産税減収補填特別交付金を加えた額が配分されます。

（都区間の配分割合 56（区）：44（都））

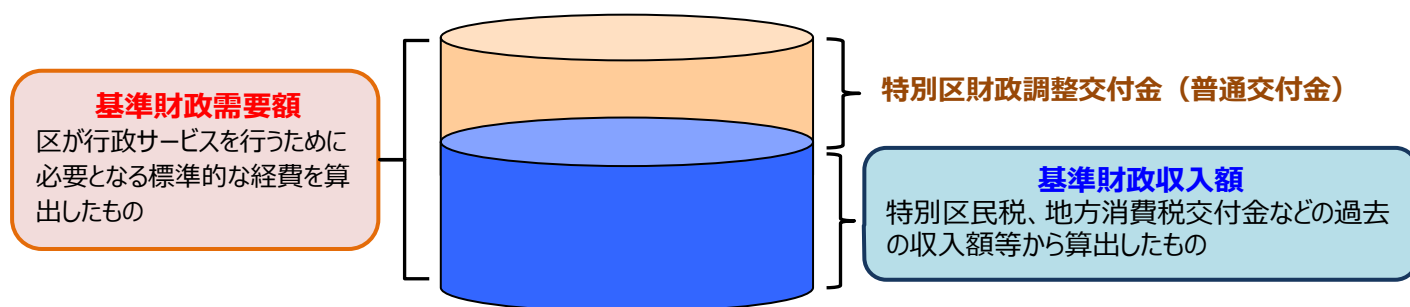
②この制度は23区間の財源の不均衡を調整し、23区の行政水準の一定の均衡を図る役割を担っています。

新宿区では、都区財政調整制度による特別区交付金が一般会計歳入の約2割を占める重要な財源となっています。

〈参考〉

- ・令和6年度一般会計歳入予算1,845億円のうち特別区交付金（特別区財政調整交付金）309億円（16.7%）
 - ・令和7年度一般会計歳入予算(※)1,907億円のうち特別区交付金（特別区財政調整交付金）327億円（17.2%）
- ※令和7年度一般会計補正予算第1号において令和7年度の都区間の配分割合等の変更を反映したことから、1号補正後予算額を記載しています。

基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 特別区財政調整交付金（普通交付金）



特別区財政調整交付金のうち、94%が普通交付金、6%は特別交付金として、災害等の特別な財政需要がある場合に交付されます。

国による不合理な税制改正等について

法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税制度等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われています。こうした不合理な税制改正による特別区全体の影響額は、令和6年度だけでも約3,200億円であり、特別区における人口70万人程度の財政規模に相当する衝撃的な額です。

特にふるさと納税制度による令和6年度の特別区民税の減収額は、約930億円に達するなど、ここ10年間で約100倍に膨らんでいます。

特別区は、持続的な都市の発展のために取り組むべき喫緊の課題や将来的な課題が山積しています。また、長引く物価高騰の影響は、特別区の財政にも大きな影響を与えており、先行きが依然として不透明な状況です。

地方交付税の不交付団体である特別区は、景気変動の影響を受けやすい歳入構造であるため、景気後退による区税等の減収や物価高騰対策等の財政支出に対しては、積み立てた財政調整基金を取り崩さなければなりません。備えとしての基金残高や税収の多寡という側面にのみ焦点を当て、あたかも財源に余裕があるとする議論は容認できません。

今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄する良好な姿を作ることであり、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度は認められません。

今こそ、国の責任において各地域を支える地方税財源の充実強化を図り、日本全体の持続可能な発展を目指すべきです。

なお、特別区の主張については、新宿区のホームページ（財政のページ）からご覧になれます。